

京都大学立看板規程について (3)

【ご質問・ご要望】（投稿日：2018年1月17日）

京都大学立看板規程についてですが、第4条により立て看板のサイズを制限することは、すでにそのサイズよりも大きい立て看板を保有する団体（北部構内今出川通側に立て看板を設置している某団体など）に不利益になると考えられます。そこで、管轄する部局に申請して許可を得られれば、引き続き設置し続けられるような条項の追加を要望します。

また、第11条について、「敷地を管理する部局の長」が許可すれば第4条、第5条、第6条あるいはこれらのうちの複数の規定にかかわらず立て看板を設置できるようにする条項の追加も要望します。

また、第7条に定める期間において、第3条の指定場所以外に設置する場合の設置条件はどうなるのかを質問します。

さらに、第6条の規程について、「設置期間が30日を超えた際に、立て看板に記載した設置期間を書き換えることによって再設置したとみなし、そのまままた30日置き続けることができるか」を質問します。

以上、よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2018年1月30日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

規程第11条により敷地を管理する部局の長が認める場合も、第4条から第6条までの規定は準用されます。いただいたご要望については、1つの御意見として承ります。

第3条の場所以外に設置しようとする場合については、第11条で規定しているとおりです。なお、第11条においては、第7条を準用していません。

立看板を設置期間だけ書き換えて設置し続けることは、規程第6条に違反するものであり、認められません。ご指摘のような行為は、1つの団体が設置場所の中の特定の箇所を独占して他の団体が使用できなくなってしまうので、やめていただくようお願いします。